

令和6年度大学認証評価結果報告書

令和7年3月24日

一般財団法人 大学・短期大学基準協会

目次

はじめに.....	1
令和6年度大学認証評価結果について.....	3
1 令和6年度大学認証評価結果.....	3
2 令和6年度大学認証評価結果決定までの日程	3
3 令和6年度大学認証評価の経過.....	4
4 評価結果の構成.....	5
資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要	6
資料2 大学評価基準.....	10
資料3 評価組織	20
理事会理事及び監事一覧	20
大学認証評価委員会委員一覧	20
認証評価審査委員会委員一覧	21
資料4 評価員一覧.....	22
令和6年度大学認証評価結果	23
群馬医療福祉大学.....	24
京都華頂大学.....	33
大阪学院大学.....	42
岡山学院大学.....	52
九州情報大学.....	61
参考1 用語解説.....	70
参考2 会員校一覧.....	88

はじめに

一般財団法人大学・短期大学基準協会が行う認証評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき大学・短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から短期大学、令和 2 年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学・短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

大学の認証評価は、まず、評価を受ける大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の大学認証評価委員会の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、大学認証評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。それゆえ、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。

また、本協会は、評価を受けた大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。さらに、評価システム全般を公開することにより、社会及び大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。

大学評価基準

大学評価基準は、大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この 4 基準は、大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。4 基準の下には、必要に応じてテーマ (A~D) を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事項を区分 (1~7) として表しており、4 基準の大きなくくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を示していくものとしています。大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証については、基準Ⅰに重点評価項目として設定しています。また、自己点検・評価報告書により、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況 (レベルⅠ~Ⅳ) にあるか、

「内部質保証ルーブリック」を用いて、評価員及び評価校それぞれが判定できるようになっています。これらにより、各大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

令和6年度大学認証評価結果について

1. 令和6年度大学認証評価結果

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、令和6年度大学認証評価に申請のあった5大学に対して「令和6年度大学認証評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定めた「大学評価基準」の評価の考え方により5大学を「適格」と認定しました。

(1) 「適格」と認定した大学（5大学）

群馬医療福祉大学
京都華頂大学
大阪学院大学
岡山学院大学
九州情報大学

2. 令和6年度大学認証評価結果決定までの日程

(1) 令和6年度の大学認証評価

令和5年	7月31日	令和6年度大学認証評価申込受付締切日
	8月25日	大学認証評価説明会の実施 (オンライン開催)
	9月14日	評価を受ける大学(評価校)の決定
令和6年	6月28日	自己点検・評価報告書の提出締切日
	7月12日	評価員研修会の実施 (オンライン開催)
	7月～8月	評価員による書面調査の実施
	8月下旬～10月 下旬	評価員による訪問調査の実施
	11月1日	評価チームから基準別評価票の提出(最終締切日)
	11月20日	大学認証評価委員会分科会の審議
	12月4日	〃
	12月13日	大学認証評価委員会の審議
	12月16日	理事会による機関別評価案の審議
	12月17日	評価校への機関別評価案の内示
令和7年	1月16日	異議・意見申立書の提出締切日
	1月29日	大学認証評価委員会の審議
	2月6日	認証評価審査委員会への意見申立ての審議結果の報告
	2月20日	大学認証評価委員会の審議
	2月21日	理事会による評価結果の審議
	3月10日	大学認証評価委員会の審議

3月14日	理事会による評価結果の最終決定
3月17日	評価校への評価結果の通知
3月24日	大学認証評価結果の公表

3. 令和6年度大学認証評価の経過

- (1) 本協会は令和5年7月末日を締め切りに、令和6年度大学認証評価の申込受付を行いました。その結果、評価を希望する5大学の申請を受理し、令和6年度大学認証評価の評価校として決定しました。
- (2) 令和6年度評価実施に先立ち、大学の理事長、学長、ALO及び自己点検・評価活動関係者等の教職員を対象とした「令和6年度大学認証評価説明会」をオンラインで開催しました。当該説明会では、本協会の目指す認証評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALOには、認証評価の円滑な実施のため本協会及び評価員に対する窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。
- (3) 大学認証評価委員会では、評価員候補者のうちから22名の評価員を選出し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成するとともに、各評価チームにチーム責任者（理事長、学長及び評価員の経験を有する幹部職員等）を置きました。
- (4) 評価チームは、7月12日オンラインによる研修会を通じて共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。
 - ① 各評価員による評価

評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査を通して、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。
 - ② 評価チームによる基準別評価

評価チームは、オンラインで評価員会議を行うとともに、訪問調査終了後には各評価員の区分及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、大学認証評価委員会へ提出しました。
- (5) 大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として2分科会を設けました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票を基に当該チーム責任者と意見交換を行い、その結果を踏まえて機関別評価原案を作成しました。

(6) 大学認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに令和 6 年 12 月 16 日に開催された理事会による機関別評価案の審議を経て、12 月 17 日に各評価校へ内示しました。

(7) 本年度は、内示に対する意見申立てについては、大学認証評価委員会における審議結果を令和 7 年 2 月 6 日の認証評価審査委員会に報告しました。

(8) 令和 7 年 2 月 21 日及び 3 月 14 日、理事会において機関別評価案を審議し、本協会の大学評価基準を満たしているものとして、令和 6 年度の評価校 5 校を適格と認定しました。

4. 評価結果の構成

各大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「機関別評価結果の事由」で構成されています。「機関別評価結果の事由」には、「総評」、「三つの意見」、「基準別評価結果」が含まれています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、大学としての水準を満たしているか否かについて、本協会では「適格」又は「不適格」と判定しています。

「総評」には、本協会の評価基準に定める 4 基準の概略を記載しており、これは「機関別評価結果」に示す判定に至った理由に相当します。

「三つの意見」には、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解をまとめています。これは、評価校の教育研究活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」について、後に述べる各評価基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待できる事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、それらの記載事項は、各評価基準の評価結果（合・否）と直接連動するものではありません。さらに、「早急に改善を要すると判断される事項」には、問題・課題等が深刻で、速やかな対応が望まれる事項をまとめています。例えば、大学評価基準や大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示した上で、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要

1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての大学・短期大学は、当該大学・短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状況について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

この学校教育法の改正前に、短期大学の水準の維持・向上及び自己点検・評価による改善の支援を目的に設立された任意団体「短期大学基準協会」は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に短期大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、平成17年3月31日に財団法人として文部科学大臣から許可を受けました。

以来、本協会は、学校教育法に基づく短期大学の認証評価を実施するとともに、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続けてきました。平成24年には公益法人制度改革に伴い一般財団法人となり、さらに令和2年3月30日、大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受けたことをもって、令和2年4月1日、一般財団法人大学・短期大学基準協会と改組し、現在に至っています。

2. 大学認証評価の対象と目的

本協会は、評価を通して大学の教育の質保証を図り、加えて大学の主体的な改革・改善を支援して大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う認証評価は、評価を希望する全ての大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た大学）を対象に、大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

3. 大学認証評価の実施体制

(1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、大学の認証評価を行う組織として大学認証評価委員会を設けています。同委員会では、認証評価に関する基本方針の策定、認証評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関する事など、認証評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、認証評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

○ ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎においていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各大学に1名置いています。この責任者をALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）といい、各大学が選任し、本協会に登録しています。

○ 評価員（評価チーム）

大学認証評価委員会において、会員大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調

査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

○ 大学認証評価委員会分科会

大学認証評価委員会の下に、原則 3 名の大学認証評価委員会委員及び同委員会が必要と認められた者で構成される大学認証評価委員会分科会を設け、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 認証評価審査委員会

大学認証評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に認証評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

(2) 評価の手順

① 大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、大学の教育研究活動などの状況を多角的に評価するため、4 基準で構成されている大学評価基準に基づき、認証評価を実施します。また、各大学が大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この 4 基準に 2~4 のテーマ(合計 12 テーマ)を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分(合計 32 区分)として設定しました。さらに各区分を理解し、分析するため、点検・評価の観点を参考に示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分及び点検・評価の観点を踏まえ、教育研究活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の 2 段階による評価を行います。

b. テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに 4 段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分評価及びテーマ評価に基づき、訪問調査中に行う評価員会議を経て、訪問調査終了時に評価チームとしての評価を検討します。そこでは合・否の 2 段階による評価を行うとともに、評価校の内部質保証の取組状況について「内部質保証ルーブリック」を用いた評価も踏まえ、基準別評価として集約します。

また、当該評価校の教育研究活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、

「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育研究活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば大学設置基準未充足など、大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

③ 大学認証評価委員会による機関別評価

大学認証評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び大学認証評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と意見交換を行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育研究活動などの状況が大学全体として、大学の水準を満たしているか否かを審議します。

b. 大学認証評価委員会

大学認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、理事会による審議を経て各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出する必要があります。大学認証評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、「適格」とし、認められない場合には、「不適格」とします。

なお、「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがあります。当該意見については、当該評価校から提出された報告書を基に評価し、評価の結果、問題の改善が見られる場合にはその旨公表し、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付しその旨公表します。

また、機関別評価結果において「不適格」と判定された大学は、改善が必要とされた事項について再評価を受けることができます。再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価し、本評価の結果と合わせて「適格」又は「不適格」の判定を行い、その結果を公表します。

④ 認証評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の指摘事項に対する異議申立ての機会を保証することとし（大学認証評価実施規程 第11条第1項）、評価に重大な事実の誤認などがないように努め、評価校から、内示に対して異議申立てが出された場合は、直ちに、認証評価審査

委員会で審査します。同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を十分審議し、必要な修正を行うよう理事会に報告します。

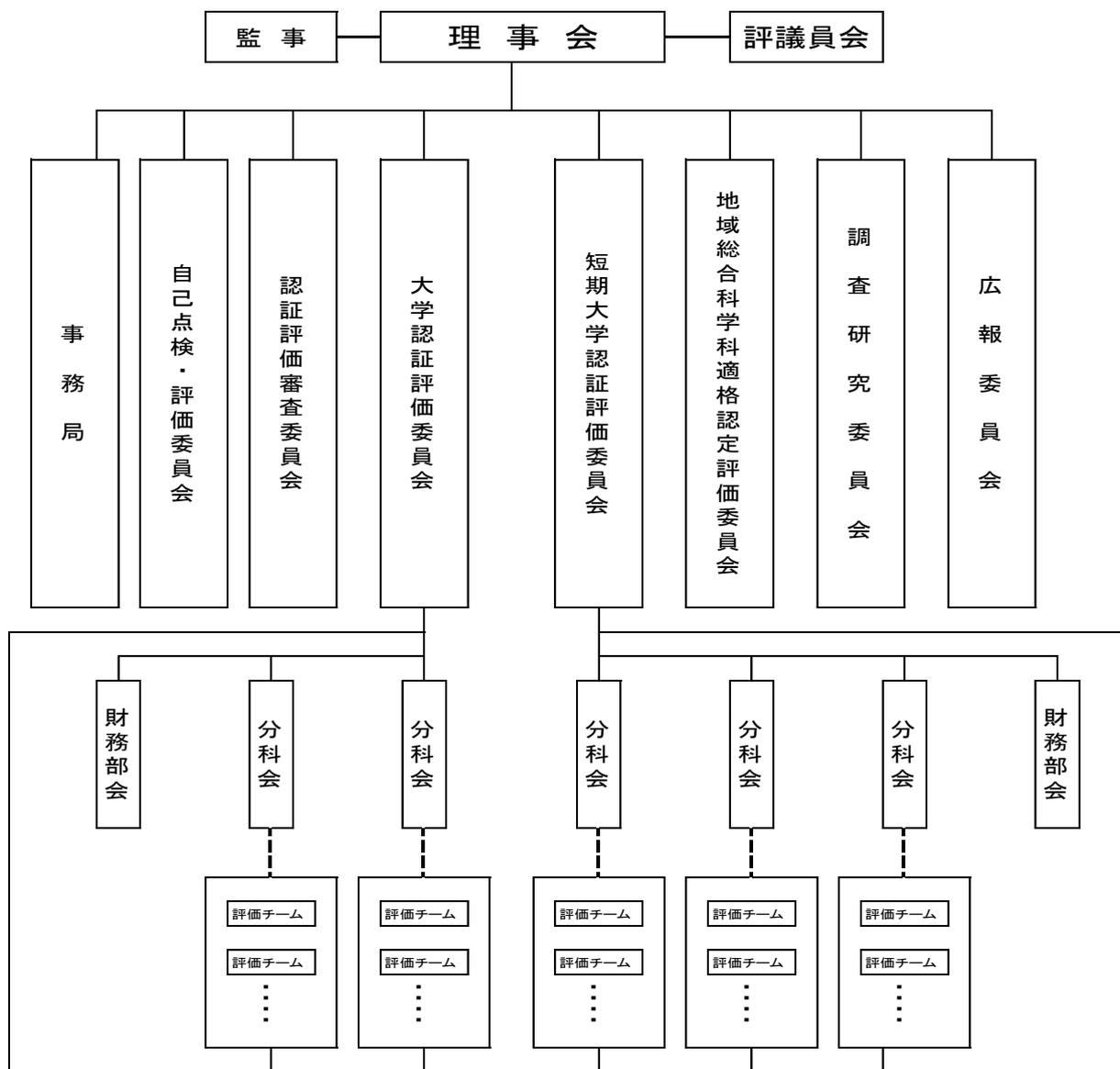
⑤ 理事会での決定

理事会は、大学認証評価委員会から提出された機関別評価案、認証評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（大学認証評価実施規程 第 12 条）、各評価校へ通知します。

⑥ 評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける大学の利害関係者であると協会が認める者は、その所属する大学を対象とする認証評価業務に従事できないこととしています（大学認証評価実施規程 第 16 条）。

4. 一般財団法人大学・短期大学基準協会 組織図



資料2 大学評価基準

大学評価基準

令和元年10月制定

大学評価基準の趣旨

大学が行う自己点検・評価は、認証評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、大学の社会的使命や独自性を認識し、各大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。大学は、学生や地域・社会の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。大学が、地域・社会に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。大学評価基準は、大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

大学評価基準の構造

大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み(基準Ⅰ ミッションと教育の効果)、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして(基準Ⅱ 教育課程と学生支援)、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し(基準Ⅲ 教育資源と財的資源)、全体を統制する仕組みを評価・点検する(基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス)ようになっており、大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準(Ⅰ～Ⅳ)の下には必要に応じてテーマ(A～D)を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分(1～7)として表した。4基準の大きなくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

基準 I ミッションと教育の効果

大学のミッション・教育理念、教育目的・目標、学習成果（Student Learning Outcomes）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

A ミッション

大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となるミッションを学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

教育の効果は、大学の教育の質を保証するものでなければならない。

大学は、ミッションに基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

C 内部質保証

大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、大学設置法人の長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や進学などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

A 教育課程

大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や進学などにつながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

大学は、学部・研究科等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための教育を適切に行うことも求められる。加えて、専門職学科においては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成し、職業倫理を涵養するよう配慮が必要である。

教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

B 学生支援

大学は、学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活

用して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

大学は、ミッションと教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に捉え、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

大学は、学生生活支援や進路支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

A 人的資源

大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を通じて三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

B 物的資源

大学は、教育課程と学生支援の充実のために、大学設置基準等に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。

基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

大学設置法人の長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公表・公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

A 大学設置法人の長のリーダーシップ

大学設置法人の長は、大学のミッションに基づき、公共性を高め、大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

大学設置法人においては、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、大学設置法人の長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。

B 学長のリーダーシップ

学長は、大学のミッションに基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

C ガバナンス

ガバナンスは、大学設置法人の長、学長の意思決定やリーダーシップが大学の向上・充実に對して適切に発揮されていることを確認することである。

大学設置法人の長の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会又は経営協議会等（以下、「評議員会等」という。）がその役割を担い、責任を果たさなければならない。

- 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。
- 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。
- 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

専門職大学の評価基準

専門職大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

- ・「大学」は、「専門職大学」に読み替える。
- ・「大学設置基準」は、「専門職大学設置基準」に読み替える。
- ・「地域・社会」は、「産業界・地域社会」に読み替える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

- ・[テーマ A 教育課程] の「基準Ⅱ-A-3」を次のとおりとする。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、専門職大学設置基準にのっとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。

公立大学の評価基準

公立大学（公立大学法人以外の場合）は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

- ・「テーマ A 大学設置法人の長のリーダーシップ」を削除する。
- ・[テーマ C ガバナンス] を次のとおりとする。

[テーマ C ガバナンス]

基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

基準Ⅳ-C-2 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

資料3 評価組織

理事会 理事及び監事一覧

◎:理事長 ○:副理事長 ☆:監事

◎ 原田 博史	岡山学院大学・岡山短期大学／理事長・学長
○ 麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
○ 川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
石田 憲久	青森中央学院大学・青森中央短期大学／理事長
大谷 岳	桜花学園大学・名古屋短期大学／学長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
加藤 映子	大阪女学院大学・大阪女学院短期大学／学長
工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会／顧問
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
澤辺 桃子	函館短期大学／学長
志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
中野 正明	京都華頂大学・華頂短期大学／学長
福井 洋子	大手前短期大学／副理事長・学長
村崎 文彦	徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部／理事長
百瀬 義貴	フェリシアこども短期大学／理事長
小坂 慎治	一般財団法人大学・短期大学基準協会／事務局長
☆ 谷本 榮子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／理事長・総長
☆ 富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
☆ 平尾 和子	愛国学園短期大学／学長

(令和7年3月現在)

大学認証評価委員会委員一覧

◎:委員長 ○:副委員長

◎ 川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
○ 佐久間 美羊	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／副理事長・短期大学副学 長・教授
麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構／参与
沖 清豪	早稲田大学／教授
奥田 吾朗	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部／理事長
加藤 真一	金城大学・金城大学短期大学部／理事長
河野 敬一	常磐大学／副学長・教授
志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長

清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
白川 雄三	大阪学院大学／教育開発支援センター所長・教授
高橋 精一郎	九州栄養福祉大学／学長補佐・教授
田中 博一	群馬医療福祉大学／社会福祉学研究科長・教授
谷本 榮子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／理事長・総長
富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
中野 正明	京都華頂大学・京都華頂短期大学／学長
長谷川 貴弘	郡山女子大学／教授
二木 寛夫	山口学芸大学・山口芸術短期大学／理事長
堀井 祐介	大阪大学／教授
和賀 崇	岡山大学／准教授

(令和7年3月現在)

認証評価審査委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

◎ 佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会／顧問
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
田中 義郎	桜美林大学／特命副学長（グローバル）・大学院教授

(令和7年3月現在)

資料4 評価員一覧（令和6年度）

（五十音順）

赤松 貴文

佐野 幹剛

長谷川 貴弘

砂金 祐年

須栗 大

平林 隆

今光 俊介

長南 直宏

藤生 裕

川又 俊則

辻 正行

古田 雅俊

黒須 利夫

堤 秀紀

村井 文江

齋藤 昌義

長尾 芳郎

八木 正一

坂間 伊津美

中原 史生

築瀬 洋一郎

佐々木 光俊

以上（22名）

令和 6 年度大学認証評価結果

群馬医療福祉大学の概要

設置者	学校法人 昌賢学園
理事長	鈴木 利定
学 長	鈴木 利定
A L O	森田 隆夫
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	群馬県前橋市川曲町 191-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	440
看護学部	看護学科	320
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	280
医療技術学部	医療技術学科	320
	合計	1,360

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉経営専攻	修士課程	20
		合計	20

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

群馬医療福祉大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月7日付で群馬医療福祉大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

建学の精神「仁」を基盤として、教育理念「知行合一」及び教育目標「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」を明示しており、教育基本法に基づき、学術・研究のみならず、公共の福利と地域社会に貢献する人材育成を目指すものであり、公共性を有している。

建学の精神は、「学生生活 HANDBOOK」やウェブサイト等で学内外に公表している。また、「基礎演習」、「ボランティア活動」等の必修科目、毎日の学内の清掃活動を通して建学の精神の理解、体現化を行っている。

地域・社会への貢献活動として、公開講座、「論語の学堂」、出前授業・出前講座、正課授業の開放等を実施しており、また、地方公共団体、企業及び教育機関等と連携協定を締結している。

教育目的は、建学の精神に基づき、学部、研究科ごとに定め、学則に規定し、ウェブサイト等で学内外に公表している。

卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれている。三つの方針は、組織的議論を重ね、関連付けて一体的に策定し、ウェブサイト等で公表しており、教授会、学部等の会議において、社会の要請に応えているかを適宜確認している。

自己点検・評価は、自己点検・評価・コンプライアンス委員会を中心に、全教職員が関わる体制で行われている。学習成果を焦点とするアセスメント・プランを作成し、卒業認定・学位授与の方針に沿う形で評価指標を明示し、教育の向上・充実に努めている。

学部・研究科等の卒業認定・学位授与の方針は、大学としての卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、授与する学位分野ごとに定められている。卒業認定・学位授与の方針は、国家資格・免許につながるものであり、社会的・国際的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針が定められ、教育課程は、大学設置基準に従って体系的に編成されており、教養科目と専門科目の関連も明確である。教育課程の見直しは、教学マネジメント部会を中心に定期的に行われている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学前に備える必要がある能力を明記し、学生募集要項やウェブサイト等で明示している。

学習成果は一定期間内で獲得可能であり、アセスメント・プランに基づき量的・質的に

測定することが可能となっている。また、卒業率、国家試験等の合格率等を活用して測定している。

学習支援としてクラス担任制をとり、教務課等と連携して卒業までの一貫した組織的な取組みを行っている。学習成果の獲得状況を学習管理システムで、学生及びクラス担任等が確認・把握できるようにし、担任による定期的な面談、GPAに基づく学習指導を実施し学習成果の獲得につなげている。

学生の生活支援は、学生支援センターが中心となり、各キャンパスの学生課が担当している。学生生活が充実するよう学内アメニティへの配慮、通学に関する便宜を図るとともに、大学独自の奨学金制度を有している。

就職支援は、地域連携・キャリアセンターが中心となり、全ての就職希望者が就職できるまで支援を継続している。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成され、大学設置基準を満たしている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、研究活動や研究倫理に関する規程が整備されている。事務組織は、諸規程に基づき組織され、複数の部署間で連携を図り、教職協働の体制で学生への支援を円滑に実施している。

FD・SD活動は、三つのレベル（全学的なマクロレベルの研修、学部や専攻・コースなどのミドルレベル、個人的なレベル）で定期的実施し、大学運営に関する資質や能力を向上させる仕組みを構築している。労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を充足している。施設設備の管理は、諸規程に基づき、適切に行われている。火災・地震対策・防犯対策について、諸規程を整備し、消防設備点検、防災訓練等を実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生が学習成果を獲得できるよう教務システムを導入し、学務教務情報の管理・運用、学生向け情報発信用として活用している。

財務状況について、学校法人全体で過去4年間の経常収支が支出超過となっているが、大学部門では過去5年間で収入超過となっている。

理事長は学長を兼任し、学校法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、法令及び寄附行為・理事会運営規則等の規程に基づいて理事会を開催し、適切に運営している。

学長は、教学に関する諸問題の解決、改革においてリーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会で審議されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。また、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実にを図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ A ミッション]

- 建学の精神を具現化する活動として、「ボランティア活動」を必修科目に位置付け、年間を通して全学生がクラス担任と共にボランティア活動に取り組み、地域・社会へ貢献している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養科目に配置されている総合的な人間力の育成を図る「基礎演習」、「総合演習」、実社会との接点を作ることをねらった「ボランティア活動」、「サービス・ラーニング」が、卒業認定・学位授与の方針の「豊かな人間性」の獲得を実質化している。

[テーマ B 学生支援]

- 成績、履修状況、出欠状況、ディプロマ・サプリメント等が書き込まれた「修学ポートフォリオ」(e-ポートフォリオ)を作成し、学生が、いつでも自身の学習状況を振り返り自己評価できるようにしている。クラス担任等、学生の指導に係わる教員も閲覧し、学習成果の獲得に向けた指導につなげている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ B 教育効果]

- 卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれており、学習成果はあるものの、それらの知識・資質・能力等が学部・研究科等の学習成果として表現が不十分なため、学内での共通理解を図り、学外

に周知することが望まれる。

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動が学内規程の通りに行われておらず、自己点検・評価報告書も前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施し、その結果を公表することが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部に、事前・事後学習時間の記載が不十分な科目、出席状況を点数化している科目、評価方法が不明確な科目など、記載の不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行うなどの改善が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設短期大学部と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設短期大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう、改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会において審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準		評価結果
基準Ⅰ	ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神「仁」を基盤として、教育理念「知行合一」及び教育目標「質実剛健」、「敬愛」、「至誠」、「忠恕」を明示している。学生には、「学生生活 HANDBOOK」等や全学年共通で開講している「基礎演習」、「総合演習」の履修、オリエンテーション時の学長講話において、教職員には、各種会議等において建学の精神を定期的に確認し、理解の深化を図っており、ウェブサイト等で学内外に公表している。

地域・社会への貢献活動として、公開講座、「論語の学堂」、出前授業・出前講座、正課授業の開放等を実施しており、また、地方公共団体、企業及び教育機関等と連携協定を締結している。また、「ボランティア活動」を必修科目に位置づけ、年間を通してクラス担任も関わりながら継続的に多様な形で取り組んでいる。

教育目的は、建学の精神に基づき、学部、研究科ごとに定め、学則に明記し、ウェブサイト等で学内外に公表している。

卒業又は修了までに身に付けるべき知識・資質・能力等の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に含まれており、学習成果はあるものの、それらの知識・資質・能力等が学部・研究科等の学習成果として表現が不十分なため、学内での共通理解を図り、学外に周知することが望まれる。

三つの方針は、組織的議論を重ね、関連付けて一体的に策定しウェブサイト等で公表しており、教授会、学部等の会議において、社会の要請に込えているかを適宜確認している。

自己点検・評価について、自己点検・評価・コンプライアンス委員会の他7つの委員会組織があり、規程を整備している。なお、自己点検・評価活動が学内規程の通りに行われておらず、自己点検・評価報告書も前回の認証評価時以降、学外に公表されていない。学校教育法第109条1項に規定する教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施し、その結果を公表することが望まれる。

学習成果の査定は、大学独自のアセスメント・プランを作成し、活用している。学習成果の獲得状況を測定したデータは、大学改革推進センター、IR室で点検され、「ファクトブック」としてまとめられているが、学内資料にとどまっており、学外に公開されることが望ましい。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学部・研究科等の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づき定めており、卒業認定・学位授与の方針は、国家資格・免許につながるものであり、社会的・国際的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程・実施の方針が定められ、教育課程は体系的に編成されている。また、修得すべき単位数や年間履修できる単位の上限を設定し、単位の実質化を図っている。なお、演習科目において、1単位の授業時間数が学則の規定より多く設定されている科目があるので、改善が望まれる。また、入学時に配付する「履修の手引き」に実習の履修資格、複数資格の取得要件についての記載がない。学生が見通しを持って履修を進められるよう、明記するとともに説明することが望まれる。

シラバスにおいては、一部に事前・事後学習時間の記載が不十分な科目、出席状況を点数化している科目、評価方法が不明確な科目など、記載の不備が散見されるため、記載内容の確認を組織的に行うなどの改善が望まれる。

教養教育については、初年次教育やアカデミック・スキルを育成する「基礎演習」、「総合演習」科目のほか、総合的な人間力の育成を図りながら実社会との接点を作る「ボランティア活動」や「サービス・ラーニング」科目等を設置しており、教養科目と専門科目の関連は明確である。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学前に備える必要がある能力を明記し、学生募集要項やウェブサイトで明示している。

学習成果は、学士力の四つの次元で整理され、学習成果は一定期間内で獲得可能であり、アセスメント・プランに基づき量的・質的に測定することが可能となっている。また、卒業率、国家試験等の合格率等を活用して測定している。

学生の卒業後評価は、回収率に課題はあるが、教育の評価や要望を改善に向け活用している。また、地域連携・キャリアセンター職員により、卒業生を受け入れた近隣の事業所への「就職先訪問」を実施し、キャリア教育の資料としている。

学習成果の獲得に向けた学生支援としてクラス担任制をとり、教務課等と連携して卒業までの一貫した取組みを行っている。クラス担任による全学生を対象とした定期的面談のほか、GPAに基づく学習面談、「学習なんでも相談」等の支援体制も充実している。

学生への生活支援は、学生支援センターが中心となり、各キャンパスの学生課が担当している。保健室は各キャンパスに設置されている。学生生活が充実するよう学内アメニティへの配慮、通学に関する便宜を図るとともに、大学独自の奨学金制度を有している。また、学生から直接意見を聴取し、学生満足度調査結果と合わせて改善に活用している。

就職支援は、地域連携・キャリアセンターが中心となり、教職員が連携して全ての就職希望者が就職できるまで支援を継続している。資格取得に向けては、各学部・学科で継続的な支援を行っており、国家試験の合格率は全国平均より高くなっている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成され、大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任は、学内諸規程に基づき適正に実施している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、研究活動を行い、科学研究費補助金等を獲得している。専任教員の研究活動は、ウェブサイトで公開されている。

事務組織は、諸規程に基づき組織され、学生の学習成果の獲得が向上するよう職員を配置し、適切に整備されている。教学面や運営面の情報全般の収集と分析に当たる IR 室のほか、教務課、学生課等が設置され、複数の部署間で連携を図り、教職協働の体制で学生への教育や学生生活への支援を円滑に実施している。

FD・SD 活動に関しては、年間を通じて三つのレベル（全学的なマクロレベルの研修、学部や専攻・コースなどのミドルレベル、個人的なレベル）で定期的実施しており、大学運営に関する資質や能力を向上させる仕組みを構築している。

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する諸規程を整備し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を充足している。三つのキャンパス共に玄関等はバリアフリーに対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な講義室、演習室、実験・実習室を整備し、各種資格取得に必要な機器備品も十分に整備されている。施設設備の管理は、諸規程に基づき、適切に行っている。火災・地震対策・防犯対策について、諸規程を整備し、消防設備点検、防災訓練等を実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生が学習成果を獲得できるよう教務システムを導入し、学務教務情報の管理・運用、学生向け情報発信として活用している。

財務状況について、学校法人全体で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、大学部門では過去 5 年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任しており、学校法人を代表し、その業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、理事会は、学校法人の業務を決し、理事長を含む理事の職務の執行を監督している。理事は、寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、大学の教学面に関する諸問題について改革の指示を出し、リーダーシップを発揮している。

教授会は、全教員が参加する「教授会・教員会」とし、併設短期大学部と常に合同で開催され、議事録も一本化されている。学則には併設短期大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、合同での開催方法や議事録の作成に関して、適切に規程を整備し、規程に沿った運営となるよう、改善が望まれる。

なお、教授会の意見を聴くべき「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に関する事項が教授会において審議されていないという点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、寄附行為等に基づき、適切に選任されている。監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、毎会計年度の監査報告書を公認会計士と連携して作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで公表・公開されている。

京都華頂大学の概要

設置者	学校法人 佛教教育学園
理事長	田中 典彦
学 長	中野 正明
A L O	秋山 裕之
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
所在地	京都府京都市東山区林下町 3-456

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
現代生活学部	こども生活学科	200
現代生活学部	生活情報学科	120
現代生活学部	食物栄養学科	240
	合計	560

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

京都華頂大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月25日付で京都華頂大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「浄土宗宗祖法然上人の仏教精神」に基づいて、大学の教育方針及び学訓が定められ、ウェブサイト等で学内外に表明されている。地域貢献を目指し、地域の行政・公的機関や各種団体と連携を行い、学生たちの積極的な地域・社会への参画が実践されている。

建学の精神を踏まえて、学部・学科の教育目的を定め確立し、ウェブサイト等で学内外に表明している。学習成果は教育目的に基づいて定められ、また三つの方針は組織的議論を重ねて一体的に策定されており、ウェブサイト等で学内外に表明されている。シラバスには授業科目と学習成果との関連が明示され、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、学内の取組みや卒業生の活躍状況などは定期刊行物を通じてステークホルダーに報告され、それらに対する高等学校側からの意見聴取も行い、自己点検・評価活動に活用している。

アセスメント・ポリシーに基づいて学習成果の獲得状況を測定しており、教育方法の改善、学習成果の評価項目や査定の手法の点検、教育課程の適切性の検証に生かされている。学校教育法、大学設置基準等の関係法令の改正などを確認し法令を遵守している。

授与する学位分野ごとの三つの方針は、学習成果に対応し、一体的に明確に定められている。教育課程は、大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。専門科目群と学科選択科目は、専門分野や資格試験に必要な知識を幅広く学習できるようにそれぞれ体系的に整理されている。また、建学の精神を理解するため、知恩院拝観や講話を聴くなど、大学の特色を生かした独自の取組みを行っている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応して明確に示されており、学生募集要項、ウェブサイト等で周知されている。内部進学を促進する高大連携事業を行い、また、入学者選抜は多様な方法で実施し、志願者の受験機会を広げている。

学習成果は、多様な手段に基づいて把握・評価されており、それを活用した学生指導が効率的に行われている。また、学生の卒業後評価への取組みも行われている。

教員は、シラバスに記載された成績評価基準に沿って学習成果の獲得状況を評価すると

ともに、学科会議等で共有される学生の情報や授業評価アンケートの結果等を活用して授業の改善に取り組んでいる。大学は、学習環境の向上のため、図書館等の施設や「華頂修学ポータルサイト」を整備して有効に活用している。

リメディアル教育の実施や、スタディーアドバイザーによる学習支援のほか、研究室前にある学生演習室で教員が学生の指導に当たるなど、様々な学習支援が行われている。

学生部学生課が中心となり、生活指導、課外活動、経済支援、心身のケア、カウンセリングが組織的に行われている。ボランティア活動は、学生参画運営センターが支援を行っている。「合理的配慮」に関しては、ガイドブックを作成し、全教職員に配布している。

進路支援は、キャリアセンターを置き、キャリア委員会を組織して適切に行っている。進路相談や履歴書作成、面接対策の支援のほか、国家試験のための課外セミナーや、就職に生かせる資格試験対策など、教職協働で一人ひとりに寄り添った就職支援を行っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、大学設置基準を充足している。事務組織は、事務関係諸規程に基づき事務局長が統括しており、その責任体制は明確である。学生の学習成果の獲得が向上するよう教職員は連携しており、また多様な FD・SD 活動は規程に基づいて適切に実施されている。労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する規程を整備しており、人事・労務管理を適切に行っている。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を充足している。校舎は、全て障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室等を整備し、諸規程に従い施設設備の維持管理を適切に行っている。火災・地震対策、防災対策のため、定期的な点検・訓練を実施している。

教務システムやポータルサイトを運用し、全教職員・学生に「情報サービスマニュアル」を配付のうえ、操作方法や活用方法について説明会を実施している。情報ネットワークや学内コンピュータの維持管理等は適切に行っている。学内 Wi-Fi 環境が整備され、効率的な授業運営や学生の学習支援に活用されている。

財務状況について、大学部門で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 5 年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。理事長の業務を補佐する常務理事会を置き、学校法人の運営全般を協議のうえ業務を執行している。

学長は、豊富な知識・経験を有し、大学の運営全般における意思決定と業務執行で適切なリーダーシップを発揮している。教授会は、規程に基づいて開催され、教育研究上の審議機関として運営されている。また、教学協議会の設置と、部長会の開催により、円滑な教学運営が図られている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

大学の教育研究上の基本情報及び財務情報等は、法令等に基づき、ウェブサイト等を通

じて公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 総合科目の「総合基礎演習」は、ゼミナールとして少人数で学ぶことで、学生の課題探求に対する主体性・創造性を育むとともに、人間として生きる基本的な力や社会一員としての規範を学ぶことができ、効果を上げている。

[テーマ B 学生支援]

- 研究室前のエリアにある学生演習室は、教員の指導を受けやすい環境であり、スタディアドバイザー（近隣大学の大学院生）を配置して基礎学力の向上を支援している。また、シラバスの見方を解説し、単位取得について個別に支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 学長を議長とする「部長会」において事務運営全般の課題の検討や情報共有を行い、「課長連絡会」を通じて業務の具体的な改善、円滑な実施に取り組んでおり、組織的かつ定期的な業務の見直しや事務処理の点検・評価、改善を行う体制が整備されている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 全学での避難訓練について、現在は2年に1回の実施となっているが、毎年実施する体制づくりを検討されたい。

[テーマ D 財的資源]

- 大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準		評価結果
基準Ⅰ	ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神である「浄土宗宗祖法然上人の仏教精神」に基づいて、大学の教育方針及び学訓が定められ、大学案内、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明されている。また、入学式、ガイダンス、総合基礎演習、ホームルームや学園祭等の学内行事で在学生やその保護者への周知が図られている。

地域社会における生涯学習と文化の向上に貢献するため、大学主催の公開講座、京都市東山図書館との連携・協力、食物栄養学科による食生活を通じた地域貢献活動が実施されている。また、「学生参画運営センター」を起点とした学生たちによる奉仕活動や社会参画などが実践されている。

京都府内で大学間の単位互換や高大連携など教育面での地域連携を進めるとともに、自治体と就職協定を締結し、学生の就職活動支援や提携先の自治体への就職促進に積極的に取り組んでいる。

大学の教育方針に基づいて、学部・学科の教育目的は定められている。三つの方針は組織的に検討し一体的に策定されており、各学科の卒業認定・学位授与の方針には、四つの観点（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力）から学習成果が明示されている。それらは、履修要綱、ウェブサイト等により学内外に表明されている。シラバスには学習成果との関連が明示され、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価に関する規程に基づき「自己点検・評価委員会」及び「自己点検評価実施委員会」を整備し、自己点検・評価活動を行っている。毎年、学内の教育研究活動や付属機関の活動実績、卒業生の活躍状況等を定期刊行物に取りまとめ、在学生、保護者等のステークホルダーに配付し、活動に対する高等学校側からの意見は、高校訪問や入試説明会等の機会に聴取している。自己点検・評価の結果は、履修系統図とナンバリングの見直し、教育方法等の改善、ティーチング・ポートフォリオの作成等に活用している。

アセスメント・ポリシーに基づく評価区分を策定し、学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。FD活動や自己点検・評価結果の確認・検討を通じて、学習成果の評価項目や査定の手法の点検、教育課程の適切性の検証を実施している。学校教育法、大学設置基準等の関係法令の改正などを確認し法令を遵守している。なお、本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たしているものの、全専任教職員で教育の質

保証を図る査定の仕組みにするよう改善することが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神や教育目標を踏まえ、授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針を明確に示し、卒業生アンケート、就職先企業・事業所アンケートを実施して点検を行っている。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいて定め、大学案内、ウェブサイト等で公表している。教育課程は、体系的に編成され、アクティブ・ラーニング対象授業では学生の主体的な学びを取り入れている。学則において年間履修できる単位の上限を定めており、GPAの基準を上回る学生に対しては履修単位の上限を引き上げるなど、運用規程も明確に定めている。

教育課程は、総合科目、基本科目、発展科目に分類され、それぞれの位置づけが明確であり、専門分野や資格試験に必要な知識、教養を幅広く学習できるように体系的に整理されている。教養科目の効果の測定・評価は、教育能力開発検討委員会や教育開発センターが中心となって取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応して明確に示されており、学生募集要項、ウェブサイト等で周知されている。内部進学を促進する高大連携事業を行い、また、入学者選抜は多様な方法で実施し、志願者の受験機会を広げている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に示しており、具体性があり、アセスメント・ポリシーを定めて科目レベル、学科レベル、大学全体レベルで評価している。各科目の学習成果と到達目標、学習成果の測定や評価方法については、シラバスに明示している。

「社会人基礎力測定ツール」を活用して、学習成果の可視化に取り組んでいる。これにより、社会で求められる対応力について、課題解決力や行動特性の二つの側面から測定し、学生が自分の強みと弱みを知るとともに、この結果を活用した学生指導が効率的に行われている。

卒業生を対象としたアンケートは、回答数が不十分であるため、実施方法を検討することが望まれる。就職先企業・事業所へのアンケートは、幅広く回収されているが、これらの結果を授業や進路指導のスキルアップのために、さらに活用することが望まれる。

教員は、学科会議等で共有される学生の情報や授業評価アンケートの結果等を活用して授業の改善に取り組んでいる。また、図書館に「学びあいの場」を設置し、学生同士の学習の場を提供している。教員との距離が近い学生演習室を設置して日常的に学生を指導し、さらにスタディーアドバイザーを配置して基礎学力の向上を支援している。

学生の生活支援は、学生部学生課が中心となり、組織的に行われている。「心と身体のセンター」を設置し、きめ細かな支援を行っている。クラブ、サークル活動は、学生会を支援しながら、学生が主体となって活動する環境を作っている。「合理的配慮」に関してガイドブックが作成されている。

進路支援については、キャリアセンターが中心となり、進路に関する情報分析や情報提供、指導を行っており、面接指導等、広範囲にわたり長期間の支援を行っている。学生か

ら就職活動に関する情報を収集・蓄積して活用し、就職先の多様化などに対応したきめ細かな指導が行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は諸規程に基づいて行っている。

専任教員の研究活動は、科学研究費補助金を獲得するなど、教育課程編成・実施の方針に基づき、それぞれの専門領域において成果を上げている。FD 活動は、規程に基づき適切に実施されている。

事務処理は事務関係諸規程に基づき事務局長が統括しており、事務組織の責任体制が明確である。SD 活動は、規程に基づき適切に実施されている。事務職員は、組織的に事務運営全般の課題の検討や情報共有、業務の具体的な改善、円滑な実施に取り組み、各種委員会活動等において教員や関係部署と連携している。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、労務管理の基本として運用するなど、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を充足し、適切な面積の運動場及び体育館を有している。全ての校舎は障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室等を、各室には授業を行うために必要な機器・備品を整備している。適切な面積の図書館を有し、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等は十分に用意されている。

固定資産、消耗品及び貯蔵品は、関連諸規程を整備し、適切に維持管理している。定期消防点検を年 2 回、全学での避難訓練を 2 年に 1 回実施している。ただし、全学での避難訓練については、毎年実施する体制づくりを検討されたい。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門業者の支援により適切に行っている。また、節電対策の徹底等により、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がされている。

学籍管理や授業・成績・履修管理を行う学務システムを導入するとともに、「華頂修学ポータルサイト」を運用している。学生が利用する箇所は、全館・全室で Wi-Fi 環境を整備しており、学習支援アプリの様々な機能を活用して、効率的な授業運営が行われている。また、アクティブ・ラーニング専用の教室、情報処理教室等の特別教室を整備している。

財務状況について、大学部門で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 5 年間で収入超過となっている。また、大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校行政・教学両面に通じた学識を有しており、学校法人を代表してその業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。理事長の業務を補佐する常務理事会を置き、学校法人の運営全般を協議のうえ業務執行している。

学長は、豊富な知識・経験を有しており、大学の運営全般における意思決定と業務執行で適切なリーダーシップを発揮している。教授会は規程に基づいて開催され、教育研究上の審議機関として運営されている。また、学長の諮問機関として教学協議会を設置し、教授会の案件を事前に調整している。

監事は、学校法人の業務や財産の状況、理事の業務執行の状況等を監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、監査報告書を作成し、毎会計年度終了後、2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員選任や評議員会開催は、私立学校法及び寄附行為に基づき適正に行われている。予算及び事業計画等について審議し、意見を具申し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、大学の教育目的や三つの方針、教育研究上の基本組織、教員数や各教員が有する学位及び業績などをウェブサイト等で公表している。学校法人のウェブサイト等には、学校法人の理念やビジョンを示し、財政状況や決算関係の計算書類、事業活動報告書等を公開している。

自律的なガバナンスの改善・強化のため、ガバナンス・コードを制定し、ウェブサイト等で公表している。

大阪学院大学の概要

設置者	学校法人 大阪学院大学
理事長	白井 元康
学 長	白井 元康
A L O	後藤 登
開設年月日	昭和 38 年 4 月 1 日
所在地	大阪府吹田市岸部南二丁目 36 番 1 号

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
商学部	商学科	600
経営学部	経営学科	1,120
経営学部	ホスピタリティ経営学科	400
経済学部	経済学科	1,600
法学部	法学科	600
外国語学部	英語学科	480
国際学部	国際学科	320
情報学部	情報学科	400
	合計	5,520

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
商学研究科	商学専攻	修士課程	60
商学研究科	商学専攻	博士課程	60
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	60
経済学研究科	経済学専攻	博士課程	60
国際学研究科	国際学専攻	修士課程	20
国際学研究科	国際学専攻	博士課程	9
法学研究科	企業・自治体法務専攻	修士課程	60
法学研究科	企業・自治体法務専攻	博士課程	9
コンピューターサイエンス研究科	コンピューターサイエンス専攻	修士課程	20
		合計	358

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		
		合計

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

大阪学院大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月11日付で大阪学院大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」とし、ウェブサイト等で学内外に公表されている。

大学の使命としての社会貢献も積極的に行われている。吹田市との連携協定をはじめとした自治体、地域企業、商店街振興組合まで社会連携室が中心となって多様な組織体との連携・協力を進めている。ボランティア活動を通じた学生の参加も、まちづくりに貢献している。

教育目的は、学則において明確に定めており、学部・学科、研究科ごとに定めた人材の養成・教育研究上の目的、教育目標は、ウェブサイト等により学内外に周知されている。

各学部・研究科は、建学の精神・教育理念・大学の使命を基に、各々の学問分野に対応した学習成果を定め、卒業認定・学位授与の方針において養成する能力として明示している。三つの方針は、一体的に定められウェブサイト等で学内外に公表されている。

自己点検・評価は、規程に基づいて毎年度組織的に実施されている。教育の質保証については、授業科目レベル、学位プログラムレベル、機関レベルにおいて学習成果の達成状況が測定されており、在学生を対象に行う「成長実感調査」を用いた「学修PDCA」、卒業生や就職先への調査を用いた「実学PDCA」等、学習成果を焦点とする査定の仕組みが構築されている。内部質保証に関する点検・評価も毎年度組織的に実施されている。

授与する学位分野ごとに卒業認定・学位授与の方針を定め、それぞれの学習成果と対応している。卒業認定・学位授与の方針は、教務部委員会、教授会等において定期的に点検されている。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づいて体系的に編成されている。

入学者受入れの方針は、授与する学位分野ごとに定めており、入学者選抜要項、大学案内等に明記するとともに、オープンキャンパスや入試相談会、高等学校訪問等を通じて幅広く周知を図っている。

学習成果の獲得状況を測定する仕組みとしてGPA分布、単位取得率、卒業率、就職率等

が用いられている。

学生の学習支援は組織的に行われ、学習支援に必要な学内の教育研究系ネットワーク等を整備している。入学前から入学初期の修学サポート、学習に遅れや不安を感じる学生に対する支援は学習支援室や学生相談センター、学生の健康管理については保健センターが用意されている。就職に関してはキャリアセンター、留学については国際センターが中心となって全体的に支援を行っている。

教員組織は、大学設置基準を充足している。専任教員の採用、昇任に当たっては規程に基づき適切に行っている。事務組織については教育研究活動等に係る責任体制を規程等により明確にしている。

FD・SD活動は、規程等に基づき、各種研修を実施し、組織の活性化・情報の共有化を図っている。人事・労務管理については労働関係法令を遵守し、適切に行っているほか、就業規則は常時閲覧可能となっている。

校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。教室、設備等については各種メディアを利用できる通常の講義教室のほか、グループワークが可能な教室やパソコン実習室等を整備している。図書館については十分な席数、蔵書を確保している。また体育館等のスポーツ施設についても適切な環境を整備している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、規程に基づき責任者を置いている。デジタルサポートの専門スタッフが常駐して教員を支援し、学生を対象としたコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設にはインストラクターが常駐し、講習会や個別指導等を行っている。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、大学部門で過去5年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づき理事会や評議員会等の諸会議を開催し、適切に運営している。理事会は私立学校法に従って学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長が兼ねている学長は、規程に基づき選任されており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は、学則に基づいて学部ごとに設け、教育研究上の重要事項について意見を述べている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、法令に基づき理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会への諮問事項は法令に従って寄附行為に定められ、諮問されており、理事長を含め役員の諮問機関としての機能を果たしている。

教育情報及び財務情報等は、法令に基づいて公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改

善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 「成長実感調査」は教育の質保証の中心となる在学生を対象とする調査であり、学習成果の獲得状況を知る重要な手がかりとなっており、「学修 PDCA」を構築している。
- 「実学 PDCA」は卒業生や就職先へのアンケートを使用し、これに学内で測定している「汎用的能力アンケート」と同一の項目の尺度を組み込むことにより、測定精度や外部評価としての価値を高めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教養科目区分に、科目横断的でアクティブラーニングも含んだ「OGU リベラルアーツプログラム」を開設し、個々の学習成果や実践経験を有機的に関連付け、新たな知見を創造できる人材の養成をめざしている。

[テーマ B 学生支援]

- 未来体験プログラム「B-Chat (ビジネス・チャット)」は、学生が経営者や事業家から実践的なビジネススキルを直接学ぶという独自の取組みであり、卒業生に企業経営者の多い大学の特性が生かされている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD ジャーナル誌「渺望」の発行、「FD・SD 活動報告書」の発行、自己点検・評価を行う上での心構えや留意点等に関する特別企画講演会の開催、職員が外部研修で得た知見の教職員専用ウェブサイトへの掲載等、FD・SD 活動を積極的に行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準		評価結果
基準Ⅰ	ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」とし、これに基づき教育理念と大学の使命が作られ、それを具現化したものとして、学部と研究科が設置されている。建学の精神は、ウェブサイト等で学内外に公表されている。

建学の精神にある「広く一般社会への貢献」の具体形として、実践的な人材の育成に加えて、地域・社会と大学との直接的な関わりを通じた貢献活動が様々な形で多彩に行われている。大阪学院大学総合学術研究所による公開講座や、学部主催の公開講演会は研究の一端を社会に向けて発するものである。また地元の吹田市をはじめとした自治体との連携協力に関する基本協定や、地域企業との連携・協力、地域のまちづくりへの参加などが社会連携室を中心に進められている。また教職員や学生によるボランティア活動を通じた地域・社会貢献も活発である。

教育目的は、学則において明確に定めており、学部・学科、研究科ごとに定めた人材の養成・教育研究上の目的、教育目標は、ウェブサイト等により学内外に周知されている。

各学部・研究科は、建学の精神・教育理念・大学の使命を基に、各々の学問分野に対応した学習成果を定め、卒業認定・学位授与の方針において養成する能力として明示している。

三つの方針は一体的に定められ、ウェブサイト等により公表されている。

三つの方針を基に行われる教育活動を軸にした大学の活動全体に対して、毎年度自己点検・評価が行われている。自己点検・評価の仕組みは、組織的に構築されている。「個別機関自己点検・評価委員会」から「全学自己点検・評価実行委員会」へ、学内委員会レベルから全学レベルへと点検・評価が進められ、「基本構想委員会」で最終評価と改善の方向が示され、改善策が具体化されている。

内部質保証のPDCAサイクルが組織的に回されており、在学生を対象に行う「成長実感調査」を用いた「学修PDCA」、卒業生や就職先への調査を用いた「実学PDCA」等、学習成果を焦点とする査定の仕組みが構築されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、授与する学位分野ごとに定められおり、学習成果を具体的に示している。卒業認定・学位授与の方針は、教務部委員会、教授会等において定期的に点検されている。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は体系的で順序性をもって示されており、学習成果との対応関係も明快である。

教育課程は、「共通科目」、「専攻科目」、「演習科目」で構成され、更に「共通科目」は初年次教育科目区分、教養科目区分、言語科目区分、実務基礎科目区分の四つに区分され、全体として3、4年次に受講する「専攻科目」や「演習科目」で生かされる課題探求能力の基礎を育成している。

新たな試みとして教養科目区分に「OGU リベラルアーツプログラム」、実務基礎科目区分に「OGU 数理データサイエンス・AI 教育プログラム」を開講しており、アクティブラーニングを主体とした区分横断的な試みである。なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

授与する学位分野ごとに定めている入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学者選抜要項、大学案内等に明記するとともに、オープンキャンパスや入試相談会、高等学校訪問等を通じて幅広く周知を図っている。入学者受入れの方針は、入試委員会等の各種委員会で点検・評価している。

学習成果の獲得状況を測定する仕組みとしてGPA分布、単位取得率、卒業率、就職率等が用いられている。特に、「成長実感調査」においては、各学部が掲げる学習成果について5段階で評価しており、獲得された学習成果とレベルを可視化している。

学生の卒業後評価として、卒業生や就職先を対象とするアンケート調査を実施し、学習成果の点検・評価に活用している。

学習支援は組織的に行われ、学習支援に必要な学内の教育研究系ネットワーク等を整備している。修学の導入期、早期においては入学前教育、オリエンテーションが実施され、初年次前期において「フレッシュマンスキル」を全学生に履修させることで大学の学習の導入としている。さらに、ゼミナールにおけるサポート、オフィスアワーのほかに授業科目担当者への質問時間（ヘルプデスク）を設けている。また図書館やパソコンの利用方法については、授業のほか、図書館やITセンター、「OGUNET ヘルプデスク」等において支援を行っている。

学生の生活支援については、「学生に対する生活支援に関する方針」に基づき、組織的に行っており、心理的サポートを含めて行う学習支援室、メンタルケア等の総合窓口として学生相談センター、健康管理には保健センターが用意されている。

就職支援としてキャリアセンターで就職先紹介や個別面談を行うことに加え、キャリア教育を担当し、早期からのキャリア意識を図っている。またエクステンションセンターでは、各種資格取得を支援する講座を開設している。留学支援は国際センターが対応している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、大学設置基準を充足している。専任教員の採用、昇任に当たっては規程に基づき、非常勤講師を委嘱する際は大学の「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」に基づき適切に行っている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針の下、授業内容や教育方法の改善に資するよう教育研究活動を行っており、学内外の学会に所属し、意見交換、研究発表、学会誌への投稿等を行っている。研究費については、規程に基づいて配分しており、図書費、学会出張費及び一般教育研究費で構成している。専任教員には、個人研究室を整備している。

事務組織については、教育研究活動等に係る責任体制を規程等により明確にしている。FD・SD活動については、規程等に基づき、各種研修を実施し、組織の活性化・情報の共有化を図っている。

人事・労務管理については、労働関係法令を遵守し、適切に行っているほか、就業規則は常時閲覧可能となっている。

校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。施設・設備及び備品は、規程に基づき、適切に管理している。教室、設備等については、各種メディアを利用できる通常の講義教室のほか、グループワークが可能な教室やパソコン実習室等を整備している。図書館については十分な席数、蔵書を確保している。体育館等スポーツ施設についても適切な環境を整備している。施設・設備面における障がい者への配慮としては、整備計画を作成し、順次バリアフリー化等を進めている。合わせて、耐震設計及び耐震工事を進めるよう調整を行っている。

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理については、関連規程を整備し、適切に行われている。防災対策については、毎年、学生と教職員が参加する消火器操法訓練、避難訓練等を実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、規程に基づき責任者を置いている。デジタルサポートの専門スタッフが常駐して教員の支援を行い、学生を対象としたコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設にはインストラクターが常駐し情報系講習会や個別指導等を行っている。また、学生の学習支援のために必要な学内の教育研究系ネットワーク等を整備している。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間、大学部門で過去5年間の経常収支が収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づき理事会や評議員会等の諸会議を開催し、適切に運営している。理事会は、私立学校法に従って学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長が兼ねている学長は、規程に基づき選任されており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

教授会は、学則に基づいて学部ごとに設け、教育研究上の重要事項について意見を述べている。また、学長の意思決定を補佐する機能を担うものとして、大学協議会、大学院委

員会及び IR 推進室等を設け、教職員が一体となって、建学の精神を基に、学習成果と三つの方針の具現化、並びに学生支援の充実に向けて様々な取組みを行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、公認会計士と連携し、会計監査内容の報告を受けるなど、適正な監査が円滑に進められるよう役割を果たしている。

評議員会は、法令等に基づき理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員会への諮問事項は法令に従って寄附行為に定められ、理事長を含め役員の諮問機関としての機能を果たしている。なお、評議員会に監事が出席しているにもかかわらず、議事録において出席を記載していない回があるので、実態に応じて適切に記載することが望まれる。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に定める教育研究活動等の情報及び私立学校法に定める財務情報等をウェブサイトにおいて公表・公開している。

岡山学院大学の概要

設置者	学校法人 原田学園
理事長	原田 博史
学 長	原田 博史
A L O	原田 俊孝
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	岡山県倉敷市有城 787

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
人間生活学部	食物栄養学科	160
	合計	160

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

岡山学院大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月7日付で岡山学院大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「自律創生、信念貫徹、共存共栄」による建学の精神「教育三綱領」のもとに、Society 5.0時代の管理栄養士人材を養成するという教育理念が定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。この教育理念の下、独自の授業「アクティブラーニング（健康寿命延伸教室）」を開設し、地域住民の全年齢を対象とする「健康寿命延伸教室」を実施している。また、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図ることを目的とした「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」に採択され、笠岡諸島最南端にある「六島」の特産品の研究を行うなど、学生、教職員一体となって地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。

教育目標は学則施行細則において定められ、ウェブサイト等により公表されている。教育目標にのっとり、専門的学習成果、汎用的学習成果の二つを柱とした学習成果が明示されている。また、組織的な検討を踏まえ三つの方針が一体的に策定され、学生便覧をはじめウェブサイト等により学内外に公表されている。

自己点検・評価活動については、FD委員会及びSD委員会が自己点検・評価活動を日常的に行い、その結果はFD・SDワークショップにおいて報告され全教職員で共有されている。自己点検・評価報告書は毎年作成され、ウェブサイトで公表されている。また、アセスメント・ポリシーに沿って学習成果を査定するPDCAサイクルが機能し、教育の質が保証されている。

授与する学位に関する卒業認定・学位授与の方針は明確に示されており、学習成果に対応している。教育課程編成・実施の方針は、教育内容、教育方法、教育評価等の方法が明示され、体系的な授業科目の配置が行われている。入学者選抜は、入学者受入れの方針を踏まえそれぞれの入試区分の特質に応じて公正かつ適正に行われている。

学習成果は、「学習マトリックス」によって科目レベルに設定しており、一定期間内に獲得可能となっている。学生の学習成果の獲得状況については、「シャトルカード」や授業アンケート等、量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。

学習支援に関しては、各学年にクラスメンターを配置し学習指導をはじめ学生生活全般

について支援するとともに、「キャンパスライフプログラム」を実施し学習上の悩みなどの相談に応じ、適切な指導助言を行う体制が整備されている。学生食堂等、学生のキャンパス・アメニティについても配慮されている。また、「キャリアコネクトプログラム」を実施し、進路指導に関するきめ細かい支援体制を構築している。

教員組織は、大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき教員配置も適切に行われている。研究成果を発表する機会として紀要が発行されており、研究室、研究費も確保されている。研究時間を確保するための「専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」も整備され、研究支援体制が整えられている。また、学生の学習成果の向上に資するよう事務組織が規程に基づいて整備され、それぞれの所掌に責任を果たすべく事務組織が機能している。

校地・校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。さらに、教育に必要な講義室、演習室、実験・実習室、情報処理教育センター等が整備され、図書館もその機能を果たしている。防災に関しては、防災管理規程を整備するとともに、教職員による「自衛消防隊」を組織し、全学的な避難訓練を実施している。省エネルギー・省資源対策として、省エネ委員会を設置し室温管理等を行っており、クールビズ、ウォームビズが実施されている。

独自の OWCNET の構築により学内のネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援、図書館の蔵書検索にインターネットを活用している。また、無線 LAN も整備されている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人を代表しその業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事長は寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、法令及び寄附行為に基づき構成され、理事の選任についても適切に行われている。

学長は、学長選考規程により理事会において選任され、教育研究についての重要な事項について、教授会の意見を聴取し決定を行うとともに、教育研究の諸課題を審議するために各種委員会を設置し、教学運営を適切に行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づき毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、寄附行為及び評議員会会議規則に基づき開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報や財務情報等はウェブサイトで公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ A ミッション]

- 学習成果と地域貢献を結び付けた独自の授業「アクティブラーニング（健康寿命延伸教室）」の開設や、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図ることを目的とした「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」への参加等を通じて、積極的に地域貢献活動を行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 教員相互の授業参観と「学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価 PDCA シート」を用いた授業の点検・改善が行われており、授業改善へ向けたシステムが確立、機能している。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- Society5.0 時代に求められる学習成果の獲得を目的として、クリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群による基礎教育科目が編成されている。基礎教育科目は教養科目の性格を持ちつつ専門教育科目の基礎ともなるものであり、これにより教養教育と専門教育との関連が図られている。
- 全教科で「シャトルカード」を積極的に活用しており、学習成果の測定のための質的データ収集や授業改善、学習成果の点検、学生指導のための有効な手法となっている。

[テーマ B 学生支援]

- 専任教員が入学から卒業まで二人三脚体制で学生をサポートする「キャンパスライフプログラム」は、クラスメンター制と併せて学習支援、生活支援のための効果的な学生支援プログラムとなっている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を中核とした教職員による「自衛消防隊」が組織され、防火及び震災等の災害発生時への有効な対策が取られている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人原田学園経営改善計画（令和 5 年度～9 年度（5 カ年）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神「自律創生、信念貫徹、共存共栄」が「教育三綱領」として明示され、入学式・卒業式の式辞において学長が説明するとともに、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表されている。

Society5.0時代の管理栄養士人材を養成するという教育理念の下、独自の授業「アクティブラーニング（健康寿命延伸教室）」を開設し、地域住民の全年齢を対象とする「健康寿命延伸教室」を実施している。また、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図ることを目的とした「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」に採択され、笠岡諸島最南端にある「六島」の特産品の研究を行うなど、学生、教職員一体となって地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。

教育目標は、学則施行細則に明示され、ウェブサイト等により公表されるとともに、入試懇談会等で高等学校教員に対しても説明されている。教育目標にのっとり、専門的学習成果、汎用的学習成果の二つを柱とした学習成果が定められ、FD委員会、FD・SDワークショップを中心に日常的に点検されている。

組織的な検討を踏まえ一体的に策定された三つの方針は、「人間生活学部食物栄養学科の教育方針」及び「食物栄養学科栄養教諭養成課程の学生の学習成果と三つの方針」において規程整備されており、それに沿って教育活動が展開されている。これらは学生便覧をはじめ、ウェブサイト等により学内外に公表されている。

自己点検・評価活動に関して、FD委員会及びSD委員会が自己点検・評価活動を日常的に行い、その結果はFD・SDワークショップにおいて報告され全教職員で共有されている。これにより教職員の日常的な点検・評価活動の活性化が図られている。自己点検・評価報告書は毎年作成され、ウェブサイトで公表されるとともに、理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画の実施に生かされている。

アセスメント・ポリシー（学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針）に沿って学習成果を査定するPDCAサイクルが構築され、また、三つの方針についても、それぞれPDCAサイクルが構築され、FD委員会等で定期的に点検することにより教育の質が保証されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

授与する学位に関する卒業認定・学位授与の方針は、教育理念や教育目標を踏まえ明確に示されている。それに沿って教育課程編成・実施の方針が定められ、教育内容、教育方法、教育評価等の方法が明示されている。教育課程編成・実施の方針の見直しはFD委員会等で定期的に行われている。

教育課程編成・実施の方針等にのっとり体系的な授業科目配置が行われている。修得できる単位の上限が学期ごとに定められ、単位の実質化も図られている。また、クリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群から成る独自の基礎教育科目が編成されている。これらは食物栄養学科の学習の基礎であると同時に教養科目として位置づくものでもあり、これによって教養教育と専門教育との関連が図られている。

入学者受入れの方針を踏まえ、入学者選抜はそれぞれの入試区分の特質に応じて公正かつ適正に行われており、高大接続連携校と連携した独自の選考も行われている。入試に関わる業務は入試事務局が担い、問い合わせ等への体制は整備されている。

学習成果は、「学習マトリックス」によって科目レベルに設定されており、一定期間内で獲得可能となっている。また、独自の「シャトルカード」や授業アンケートの活用を含めて、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有しており、有効に機能している。さらに、継続的に「就職先訪問」を実施し、聴取した内容はFD・SDワークショップで報告され、学習成果の点検に活用されている。

学習支援に関しては、各学年にクラスメンターを配置し学習指導をはじめ学生生活全般について支援する体制が機能している。入学手続き者に対しては、スマートOKAGAKUアクション「ベストスタートプログラム」を実施することにより、入学者の意欲や質の向上が図られている。学習が困難な学生や、一定の水準に満たない学生については、教員が補習等を行う一方、「キャンパスライフプログラム」を実施し学習上の悩みなどの相談に応じ、適切な指導助言を行う体制が整備されている。なお、国家試験へチャレンジさせる支援体制を強化し、合格率向上や合格率定着のための方策を更に検討することが期待される。

学習成果の獲得へ向けて、図書館、情報処理教育センター等が学術情報の提供やコンピュータの利用促進に貢献している。

学生の生活支援に関しては、学生食堂等、学生のキャンパス・アメニティについても配慮が行われている。学生のメンタルヘルスケアについては、カウンセラーやクラスメンターが相談に応じる体制を取っている。

進路支援に関しては、「キャリアコネクトプログラム」を実施するなど、キャリア形成のエンロールメントサポートとして効果的な取り組みを行っており、きめ細かい支援体制を構築している。就職支援のための施設としてキャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導等を行っている。さらに、卒業時の就職状況についても教職員間で共有する体制を整えるとともに、「業種別就職者数」、「就職実績一覧」をウェブサイトで公表している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき資格取得のための教員配置も行われ、適正に編制されている。教員の職位資格審査、採用、昇任は規程に基づき行われており、非常勤教員の採用についても規程に基づき実施されている。

また、研究成果を発表する機会として紀要を発行し、研究倫理に関する規程も整備され、研究を行うための研究室、研究費も確保されている。さらに研究時間を確保するための「専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」を整備して研究支援体制を整えている。

学生の学習成果獲得の支援を行う事務組織が規程に基づいて整備されており、それぞれの所掌に責任を果たすべく事務組織が機能している。SD 活動も定期的にも実施され事務職員の能力向上も図られている。また、情報機器、備品等についても適切に整備されている。教職員の就業に関する規程は整備され、労働関係法令を遵守し人事・労務管理が適切に行われている。

校地・校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。校地・校舎は障がい者への対応が行われている。教育課程の実施に当たって必要な講義室、演習室、実験・実習室、情報処理教育センター等の整備も適切に行われている。学習支援に向けて図書館もその機能を果たしている。

施設設備の維持管理は、規程に基づき行っており、防災に関しては、防災管理規程を整備するとともに、教職員による「自衛消防隊」を組織し、全学的な避難訓練を実施することにより防災体制の強化を図っている。省エネルギー・省資源対策として、省エネ委員会を設置し室温管理等を行っており、クールビズ、ウォームビズが実施されている。

独自の OWCNET の構築により学内のネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援、図書館の蔵書検索にインターネットを活用している。また、無線 LAN により学内でネットワークに接続する環境も整っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人原田学園経営改善計画（令和 5 年度～9 年度（5 ヶ年）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為等、諸規程に基づき学校法人を代表し、その業務を総理しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事の選任については、法令及び寄附行為に基づき適切に行われている。

学長は、学長選考規程により理事会において選任されている。学長は、教育研究上の重要な事項について、教授会の意見を聴取しつつ決定を行うとともに、教育研究の諸課題を審議するために各種委員会を設置し、教学運営を行っている。また、大学の教育研究上の審議機関と位置づけられている教授会は規程に基づき開催され、学長のリーダーシップの下、適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査する

とともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づき毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員で組織されている。評議員会は、寄附行為及び評議員会会議規則に基づき開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報や財務情報等はウェブサイトで公表・公開され、学校法人運営の透明性の確保に努めている。また、自主的に制定したガバナンス・コードに基づき、経営の安定性・継続性の確保、自律的なガバナンス体制の確立、教学ガバナンスの充実、情報の公開について点検を行い、大学に求められる公共性、社会性に応えている。

九州情報大学の概要

設置者	学校法人 麻生教育学園
理事長	麻生 隆史
学 長	麻生 隆史
A L O	坂上 宏
開設年月日	平成 10 年 4 月 1 日
所在地	福岡県太宰府市宰府 6-3-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	200
経営情報学部	情報ネットワーク学科	200
	合計	400

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士前期課程	20
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士後期課程	9
		合計	29

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

九州情報大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月1日付で九州情報大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神に「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕、容は心を呼び、心は容を呼ぶ」を掲げ、明確に示している。この建学の精神とともに、学則には教育研究上の目的を掲げ、その内容が教育基本法に準じていることから公共性を有しており、これらをウェブサイト等で学内外に示し、共有している。各種の公開講座、生涯学習事業を実施しており高等教育機関として地域・社会へ貢献している。

人材養成に関する目的も学則に定められており、ウェブサイト等で学内外に表明している。

学習成果は明確に定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。三つの方針は建学の精神等を踏まえて一体的に定められている。その策定に当たっては「三つのポリシー検証作業部会」、大学運営調整会議等で組織的議論を重ねている。

「自己点検・評価規程」及び「内部質保証に関する方針」が制定され、内部質保証のための自己点検・評価活動に係る実施体制が整備されている。自己点検・評価を毎年実施し、その結果を学内で共有しウェブサイトで公表している。

学習成果を焦点とする「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定めている。教授会、各種委員会等で建学の精神、教育目標、三つの方針、学習成果、カリキュラム、シラバス等の事項を審議し、学長が決定しており、教育の向上や充実のためのPDCAサイクルが機能している。

授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は明確に示しており、社会的国際的通用性も担保されている。また組織的定期的に点検している。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。授業科目は学習成果に対応して編成されており、教務委員会を中心に定期的な見直しも行われている。

授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針は学習成果と対応関係にあり、選抜区分ごとの入学前の学習成果の把握・評価に関する項目及び評価方法を入試要項やウェブサイトでも明示している。また高等学校からの意見聴取等を通じて定期的な点検を行っている。

授与する学位分野ごとの学習成果は明確で一定期間内に獲得可能となっており、定期試

験に加えて、小テスト、レポート、ポートフォリオ、ルーブリック等を用いて測定されている。

学習上の悩み等の相談や指導助言を行う体制として、クラス担任制を設けている。学生の主体的かつ積極的な学友会行事の参加のための支援体制が整えられており、サークル活動で特に顕著な業績を上げた学生を学生部長賞として表彰している。

就職支援については、教職員が連携して、サービス接遇実務検定や文章読解・作成能力試験等の専門分野や語学力、文章構成力を育成する資格取得を支援するとともに、中小企業家同友会との連携事業によるアクティブラーニングを実施している。

教員組織は、学部及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置しており、大学設置基準を充足している。教員の採用と昇任は、各種規程等に基づいて教育研究上の業績を踏まえた上で適切に運用しており、教員の多様な教育研究活動を考慮して、体育系や芸術系の業績も評価対象とする仕組みを整えている。

専任教員は、規程に基づいて研究活動を行っており、研究成果はウェブサイトで公表している。FD 活動については規程に基づき、若干名の専任教職員で FD 委員会を設置し、全学的かつ組織的に行っている。

事務組織は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、専門的資格を有する職員を配置している。また、全教職員を対象とする SD 研修会を開催し、人材育成、能力向上に努めている。

教職員の就業については、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、就業規則等の整備、管理に努め、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間及び休日出勤等を個別に管理している。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。固定資産管理規程等の財務諸規程に従い施設設備、物品の維持管理を行い、また危機管理規程等により、火災、自然災害等に対する訓練、対策を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各サーバーの分離及びファイアウォールの設置、また個人情報取り扱い部門とそうでない部門とのネットワークの分離を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で 5 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為等に基づいて適切な手続きで選任され、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づいて理事会及び評議員会を開催し、適切に運営している。

学長は理事長が兼任しており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長ほか役職者を選任し、適切に運営を図っている。教授会、大学院委員会は、学則に審議事項を定め、学長に意見を述べており、大学の教育研究上の審議機関として運営している。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監査法人と内部監査担当者との連携及び相互の情報交換を三様で行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、評議員会は諮問事項及び法令で定められた決算及び事業報告を受けており、議事内容等は適切に運用している。

教育情報及び財務情報については、関係法令に基づき、ウェブサイトで広く社会に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学部卒業生のみならず、博士前期課程の追跡調査や就職先の訪問等によって修了生の実態把握に努め、教育の効果を測定している。

[テーマ C 内部質保証]

- 地域の中小企業家同友会や高等学校に対して学習成果、三つの方針、教育課程、自己点検・評価の結果等について意見聴取を行い、その結果を改革・改善に活用するなど、内部質保証に取り組んでいる。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて、一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」のリテラシーレベル及び応用基礎レベルに認定され、それぞれレベルの所定科目を履修し合格した学生には修了書を授与しており、時代の要請に応じた IT 人材の育成に努めている。

[テーマ B 学生支援]

- 税理士事務所インターンシップの就職支援事業を長期にわたり実施しており、学生は実際の業務を経験することで、簿記の資格が税理士業務にどう生かされているか学んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報処理室には、情報処理室の担当教員及び事務職員、選抜された学生で構成する「PCクリニック」を設置し、パソコンやネットワークに関する相談やトラブル解決の支援を行っており、ラーニングコモンズ的な学習支援・授業支援体制として機能している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動等の更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神に「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕、容は心を呼び、心は容を呼ぶ」を掲げ、明確に示している。この建学の精神とともに、学則には教育研究上の目的を掲げ、その内容が教育基本法に準じていることから公共性を有しており、これらをウェブサイト等で学内外に示し、共有している。また、1年前期必修科目として「建学の精神と人生」を設置し、学長自らが詳細に説明する場を設けるとともに、ループリックを用いて、学生の理解度を測定し、その結果を学内で共有している。

地域・社会への貢献については、各種の公開講座、生涯学習事業を実施している。また、太宰府市、太宰府市内5つの大学で構成する太宰府キャンパスネットワーク会議に加入し、福岡県中小企業家同友会や海外の教育機関等と包括連携協定を締結し、地域・社会と連携した活動を実施している。それらを基にした取組みに教職員及び学生が、大学の専門的知見と特色を生かしてボランティアとして参加し、高等教育機関として地域・社会へ貢献している。

学部・研究科等の人材養成に関する目的は学則に定められており、必修科目である「建学の精神と人生」を通じて全学生に伝えているほか、学生便覧やウェブサイトなどで学内外に表明している。こうした目的に基づく人材養成が地域社会の要請に込んでいるかについては、福岡県中小企業家同友会や九州北部税理士会等を通じて定期的に確認している。

学習成果は明確に定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。その評価は自己点検・評価委員会等で組織的に行われている。

三つの方針は建学の精神等を踏まえて一体的に定められている。その策定に当たっては「三つのポリシー検証作業部会」、大学運営調整会議等で組織的議論を重ねている。学部では三つの方針を踏まえシラバス、ポートフォリオ、ループリック等を連結させた教育活動を行っており、研究科でも三つの方針に基づいて実施している。

「自己点検・評価規程」及び「内部質保証に関する方針」が制定され、内部質保証のための自己点検・評価活動に係る実施体制が整備されている。自己点検・評価を毎年実施し、その結果を学内で共有し、自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表している。

学習成果の査定は、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの三つのレベルで、入学段階、在学中、修了時、修了後の四つの異なる時期で48件の査定項目について実施している。

教授会、各種委員会等で建学の精神、教育目標、三つの方針、学習成果、カリキュラム、シラバス等の事項を審議し、学長が決定しており、教育の向上や充実のためのPDCAサイクルが機能している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は明確に示しており、社会的国際的通用性も担保されている。また組織的定期的に点検している。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。授業科目は学習成果に対応して編成されており、教務委員会を中心に定期的な見直しも行われている。

教養教育として「基礎総合科目」に人文・社会・自然科学、スポーツ健康科学、語学に関する科目群が配置されるとともに、「専門教育科目」の中に実践力養成・キャリア開発に関する科目群が配置されている。カリキュラムマップを学生に提示して教養教育と専門教育の体系的な修得を可能にしているほか、授業改善アンケートを活用し改善が図られている。

授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針は学習成果と対応関係にあり、選抜区分ごとの入学前の学習成果の把握・評価に関する項目及び評価方法は入試要項やウェブサイト等で明示している。また高等学校からの意見聴取等を通じて定期的な点検を行っている。

授与する学位分野ごとの学習成果は明確で一定期間内に獲得可能となっており、定期試験に加えて、小テスト、レポート、ポートフォリオ、ルーブリック等を用いて、測定している。

学生の卒業後評価については、就職課が卒業生の進路先にヒアリングを行っているほか、「卒業生状況確認アンケート」を実施して近況の確認と課題の把握に努めており、その結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得に向けて教育と大学運営の両面においてコンピュータを積極的に利活用している。特に、在京のデジタル・アミューズメント企業と提携した、実践的かつ斬新な内容のコンピュータを利用したオンライン授業も行っている。

入学予定者に対して入学前学習を課して基礎学力の点検と強化を図っている。入学直後に「プレテスト」を実施して基礎学力の確認を行い、不足が認められる学生には「大学基礎総合」を履修させて基礎学力向上のための指導を行っている。学習上の悩み等の相談や指導助言を行う体制として、クラス担任制を設けている。

学生の生活支援は組織的に行っている。学生の主体的かつ積極的な学友会行事の参加のための支援体制を整えており、サークル活動で特に顕著な業績を上げた学生は、学生部長賞として表彰している。学生食堂、カフェテリア、多目的ホールを整備している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、教職員が連携して、サービス接遇検定や文章読解・作成能力試験等の専門分野や語学力、文章構成力を育成する資格取得を推奨している。各学科でキャリア教育科目を開講し、福岡県中小企業家同友会との連携事業によるアクティブラーニングを実施している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、学部及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置しており大学設置基準を充足している。主要授業科目は、必修科目を含めて原則として専任教員が担当している。教員の採用と昇任は、各種規程等に基づいて教育研究上の業績を踏まえた上で適切に運用している。所属教員の多様な教育研究活動を考慮して、体育系や芸術系の業績も評価対象とする仕組みを整えている。

専任教員は、規程に基づいて研究活動を行っており、研究成果はウェブサイトで公表している。外部資金の獲得については、65歳未満の全教員に科学研究費助成事業の申請を義務づけており、多数採択され、他機関の公募事業への申請も奨励している。

「FD委員会規程」に基づき、副学長、学部長、学科長及び教授会で選出された専任教職員でFD委員会を設置し、大学設置基準を踏まえて、全学的かつ組織的なFD活動を行っている。また、公開授業による教授法研修も全学的に実施している。

学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備しており、図書館に司書、就職課にはキャリアカウンセラー、健康管理室には養護教諭、情報処理室には基本情報技術者の専門的資格を有する職員を配置している。また全教職員対象とするSD研修会を実施し人材育成、能力向上に努めている。

教職員の就業については、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、就業規則等の整備、管理に努め、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間及び休日出勤等を個別に管理している。さらに休日出勤等の振替休日及び年次有給休暇の取得推進を行い、未消化者に対しては注意喚起を行い教職員の労働時間の適正管理を行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室や演習室を設けている。またスロープやエレベーター、車いす対応のトイレを整備しており、障がい者に対応している。

固定資産管理規程等の財務諸規程に従い施設設備、物品の維持管理を行っている。また危機管理規程等により、火災、自然災害等に対する訓練、対策を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各サーバーの分離及びファイアウォールの設置、また個人情報取り扱い部門とそうでない部門とのネットワーク分離を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去5年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人麻生教育学園第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為等に基づいて適切な手続きで選任されており、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づき理事会及び評議員会を開催し、適切に運営している。

理事は、寄附行為等に基づき、適切に構成している。理事会は、欠席の場合にも事前に意見を表明する機会を設けているほか、専務理事を置くなど理事長を補佐する役職者も選任し、議事内容等は適切に運用している。

学長は理事長が兼任しており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長ほか役職者を選任し、適切に運営を図っている。また、理事長を兼務する学長の意思決定を円滑に行うために、「運営調整会議」を学長裁定により設置し、学長補佐体制を強化している。

教授会、大学院委員会は、学則に審議事項を定め、学長に意見を述べており、大学の教育研究上の審議機関として運営している。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づき毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監査法人と内部監査担当者との連携及び相互の情報交換を三様で行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、諮問事項及び法令で定められた決算及び事業報告を受けており、議事内容等は適切に運用している。

関係法令に基づき、教育情報、財務情報をウェブサイトで、積極的に公表・公開している。自主的な行動規範であるガバナンス・コードを策定・公開し、遵守状況の確認も実施している。

参考 1 用語解説

あ

IR (Institutional Research)

大学の目標や実情等に応じて情報の公表や達成の状況の評価することをいいます。さらに、他大学の発信する情報を分析評価する機能も備えると、自大学の戦略を形成する基礎データを作成することが可能となります。また、大学のアセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等を整理する、PDCAによる改善を図るためのプロセスを構築することも容易となり、大学の管理運営に資するところは大きいものとなります。IRの充実に当たっては、情報の評価・分析を行うことができる専門的職員を育成することが期待されています。

アクティブ・ラーニング (Active Learning)

一方的な知識伝達型講義を聞くという(受動的)学習から転換を図るという意味での、あらゆる能動的な学習のことをいいます。能動的な学習には、書く・話す・発表する等の活動への関与と、そこで生じる認知プロセスにより、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力が育成されます。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれますが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことも有効なアクティブ・ラーニングの方法です。

アセスメント・ポリシー (Assessment Policy)

学習成果の査定(アセスメント)について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。各大学は、アセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等による自己点検・評価と学習成果を向上・充実させるための改善を促すPDCAを含んだアセスメントを一定期間ごとに実施し、内部質保証を図ります。

eラーニング (e-learning)

学習活動の主たる場面でコンピュータやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴です。

インターンシップ (Internship)

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア(職業選択)に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者)

本協会の評価では、各大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各大学に1名置いています。この責任者をALOといい、各大学が選任し、本協会に登録しています。

SD (Staff Development) 活動

大学の職員に必要な知識及び機能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な取り組みを指します。

「職員」には、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。なお、FD を包含する場合がありますが、ここでは FD と区別し、職員の職能開発活動に限定して用いています。

平成 29 年度から、大学設置基準の規定により、各大学にはその機会を設けること、その他必要な取組みを行うことが求められています。

FD (Faculty Development) 活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みを指します。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

各大学は大学設置基準の規定により平成 20 年度からその実施を求められています。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もあります。

オープンキャンパス (Open Campus)

主に大学への入学を希望する者に対して、大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、大学への関心を高める活動です。

オフィス・アワー (Office Hour)

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

オリエンテーション (Orientation)

ガイダンス (学生指導) の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

か

ガイダンス (Guidance)

ガイダンスは案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに相当します。

科学研究費補助金

我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を進展させることを目的とする文部科学省の競争的な研究助成費です。

学部

学部は、大学の教育研究上の基本組織として位置付けられおり、大学設置基準第 3 条において「学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるもの」とされています。

学科

大学の学科は、学部の下に置かれる組織として位置付けられおり、大学設置基準第 4 条において「第 1 項 学部には、専攻により学科を設ける」、「第 2 項 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたもの」とされています。なお、短期大学では基本組織として位置付けられます。

学期（関連用語：セメスター制）

各授業科目の授業は、原則として 10 週または 15 週にわたる期間で行うものとされ、これを基に 1 年を前期・後期、あるいは 1 学期、2 学期、3 学期のように区分します。

近年、多くの大学で導入されるようになったセメスター制は、授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。セメスター制は、1 学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることができ、また、学年開始時期の異なる大学間における転入学を円滑に実施できるというメリットがあります。

学習成果（Student Learning Outcomes）

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることの内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、大学のアカウンタビリティが高まります。

学習ポートフォリオ（Portfolio）

学生が、学習過程並びに各種の成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るといふ、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各大学において実施方法や活用方法などは異なりますが、FD 活動の一部として行われることもあります。

学則

大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

学長・副学長

大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（学校教育法第 92 条第 3 項）。学長の資格としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とされています（大学設置基準第 12 条）。

また、大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとされています（同法第 92 条第 4 項）。

学校法人

私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。平成 27 年度決算から、この財務計算に関する書類の様式が改正され、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」を作成することになっています。

学校法人の役員及び理事会

私立学校法によれば、学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「理事の業務執行の状況を監査すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。したがって、監事は、理事会、評議員会に出席し、必要あると認められたときは意見を述べることが求められます。

課程

大学には学部・学科が置かれていますが、学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けること

ができます（大学設置基準第5条）。

科目等履修生（科目等履修生制度）

大学の正規の学生以外の者で、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

ガバナンス・コード（Governance Code）（自主行動規範）

「学校法人制度の改善方策について」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会、平成31年1月7日）の中で、私立学校の健全な成長と発展につなげるため、私学団体等に自主的な行動規範を定めることが求められ、各私学団体においては、「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（日本私立短期大学協会）」、「私立大学版ガバナンス・コード（日本私立大学協会）」等を制定・公表しています。学校法人においては、これらも踏まえ「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」（私立学校法第24条）となっています。

なお、各私学団体で示しているガバナンス・コードの利活用は、各学校法人に委ねられています。

カリキュラムマップ（Curriculum Map）

学科の学習成果を獲得させるために編成した教育課程の科目が、科目ごとに、学習成果の中の何を獲得するのかを到達目標にあげ、教育課程と学習成果の獲得の関係を明確に図示したものをいいます。学習成果を獲得させる教育課程編成・実施の方針として、科目間の履修順次及び学習内容の関連性などが明らかになり、アセスメントには欠かせないものとなります。

監事

「学校法人の役員及び理事会」を参照。

基幹教員

教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいいます。

主要授業科目については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとしています。

なお、学部の基幹教員の数については、大学設置基準で詳述されており、学部の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び収容定員に応じて決められています。

機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う認証評価は、この機関別評価に当たります。

寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体とそれが諸目に記載された寄附行為書（法人の基本法）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません。

CAP 制（履修登録単位上限制）

単位の過剰登録を防ぎ、単位の実質化を図るため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。大学設置基準第27条の2には、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされています。

キャリアセンター（Career Center）

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成11年）」）というキャリア教育の趣旨の下に、大学にはキャリアセンターが設置されています。このキャリアセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

紀要（研究紀要）

大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、大学における研究活動を評価する際、大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものです。大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、人件費や学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が経常収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。本協会の評価基準において、この比率が20%程度を超えているかどうかを目安にしています。

教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な教育の在り方を示したものです。

教育研究実施組織

大学は、その教育研究上の目的を達成するために、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じて、必要な教員及び事務職員等を置かなければなりません(大学設置基準第7条)。その教員には、教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができます(教授、准教授、講師、助教については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」の項参照)。

教員免許状更新講習

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月から教員免許更新制が導入されました。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新を図るための制度です。この制度により免許状の有効期限は10年間となりました。なお、令和4年5月の改正教育職員免許法の成立により、令和4年7月1日から教員免許更新制は発展的に解消されました。

教学

大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関すること、学生の成績に関することなどが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

教学マネジメント

教学マネジメントは、大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みです。その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視されます(中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針(令和2年1月22日)」より)。

教授・准教授

学校教育法では、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」(第92条第6項)を教授とし、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」(第92条第7項)を准教授としています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです(同法第92条第6項及び第7項)。大学における教授及び准教授の資格は、大学設置基準の第13条と第14条で規定されています。

教授会

学校教育法第93条により、大学が必ず設置しなければならない組織です。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。教授会の組織には、教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

教職員

大学には、主に教育研究に従事する教員のほか事務を処理する職員、技術職員、図書館に置かれる専門的職員などがおり、この「教員」と「事務職員等」を合わせてこのように表記しています。

教職協働

教職協働とは、大学が掲げるミッションや教育目的・目標等の達成に向けて、教員と事務職員が協力して取り組むことを指します。

なお、令和4年度の大学設置基準等の一部改正（令和4年9月30日文科科学省令第34号）により、大学設置基準等において教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定することで、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担や、組織的な連携体制の確保等による、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働の実質化が促進され、教育研究活動のより一層の質の向上が期待されています。

教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術と違い、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指します。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければなりません。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指しています（中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（平成17年）」より）。

大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となります。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての大学の存在意義であり、最大の価値でもあります。

経常収支

事業活動収支から臨時的な要因によって発生した特別収支を除いた収支で、経常的な事業活動による収支をいいます。また、経常収支差額は、経常収入から経常支出を引いた差額で、経常的な事業活動による収入と支出のバランスを表し、経常的な事業活動が安定的であるかどうかの目安となります。

建学の精神と教育理念

大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。他方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指します。

兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師）」という言葉が使われます。

公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。したがって、大学では、正規の教育課程ではなく、サービス活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っているのが現状です。

講師

学校教育法によれば、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」（第 92 条第 10 項）となっています。また、講師の資格としては、教授又は准教授になることができる者、あるいは特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされています（大学設置基準第 15 条）。

高大接続

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要です。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要です（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

校地・校舎

学校教育法施行規則の第 1 条において、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定しています。そして、その校地に関しては大学設置基準第 34 条、運動場については第 35 条において定めています。校舎に関しては、大学設置基準第 36 条において定めています。

高等教育機関

学校教育法（第 1 条）で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。同法第 83 条第 1 項では、「大学」の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています。この大学のうち、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする」ものは、専門職大学としています（同法第 83 条の 2）。

また、同法第 108 条は、短期大学に言及し、その目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」とし、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする」ものを、専門職短期大学としています。

学校教育法の第 1 条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第 124 条）、各種学校（同法第 134 条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大学、高等専

門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室

コンピュータを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピュータを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となります。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL（Language Laboratory）教室があります。

コンソーシアム（Consortium）

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するために組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

nt

査定（アセスメント（Assessment））

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法です。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことによって点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがあります。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要です。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（大学ごと）、教育課程レベル（学部・学科ごと）、科目レベル（各教員・授業科目ごと）などの段階があります。

(a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われます。大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められます。そのため、大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければなりません。査定（アセスメント）は、大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得させるのか」、「その学習成果はどのような学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することです。

(b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学部・学科レベルでの学習成果を設定し、査定します。教育課程と学生支援が対象となり、学部・学科長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行います。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行います。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与します。

(c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生が

それを獲得したかどうかを査定します。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。

COC・COC+（Center of Community）

文部科学省では、平成 25 年度から大学が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とした「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」を実施してきました。平成 27 年度からは、この事業を発展させて大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています。

GPA（Grade Point Average）制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し（たとえば、5 段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ 4、3、2、1、0 の GP）、この単位あたりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

事業活動収支

学生生徒等納付金、寄付金、経常費等補助金などの教育活動収入、受取利息・配当金などの教育活動外収入及び資産売却差額などの特別収入の合計である「事業活動収入」の額と、人件費、教育研究経費、管理経費などの教育活動支出、借入金等利息などの教育活動外支出及び資産処分差額などの特別支出の合計である「事業活動支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「事業活動収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。

自己点検・評価

大学及びその教育研究組織である学部・学科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（学校教育法第 109 条第 1 項）と定められています。

司書

図書館法第 4 条にあるように、図書館の専門的事務に従事する職員です。また、司書の職務を助ける司書補という職も図書館法で定められています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待って取得することができます。

就業規則

労働基準法第 89 条により常時 10 人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業といます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

収容定員

大学の収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学部ごとに学則で定めるものとされています（大学設置基準第 18 条第 1 項及び第 2 項）。この場合、学部学科を置くときは、学科を単位として学科ごとに定めるものとされています（大学設置基準第 18 条第 1 項）。

授業科目（関連用語：一般教育科目）

教育課程は各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け（大学設置基準第 20 条）、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は大学において定めるものとされています（大学設置基準第 21 条）。

一般教育科目は授業科目の区分の一つで、平成 3 年 6 月における大学設置基準等の改正以前には、開設が義務付けられていた授業科目です。改正後の大学設置基準第 19 条第 2 項に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあり、この一般教育科目の精神が反映されています。

授業形態（講義、演習、実習）

授業を行っている形態のことです。授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」（実験、実技を含む）があります。

「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、今度は実地において学習する授業方法です。

生涯学習（関連用語：リカレント教育）

「一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります」（「文部科学白書」平成 18 年度版）。教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。

生涯学習を助けるために、教育制度上打ち立てられるべき理念を「生涯教育」といい、このような考え方に支えられた学習支援システムの一つである「リカレント教育」は、学校教育終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいいます。また、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指します（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年）」より）。

大学は、「当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（大学設置基準第7条第5項）ことが求められています。

初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、（大学における学習スキルも含めた）学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

シラバス（Syllabus）

教員が学生に明示する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成20年度から大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、大学で修得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合に必要となります。

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

助教

助教は平成 17 年の学校教育法の改正により、平成 19 年から新設されました。同法第 92 条第 8 項において「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています。大学における助教の資格は、大学設置基準第 16 条で規定されています。

専任教員

大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します（職務内容等については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」を参照）。なお、専任教員の数については、大学設置基準で詳述されています（大学設置基準附則第 4 条第 1 項第 1 号）。

専門教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教育です。

専門（職）就職

大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。

専門職大学院設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、専門職大学院を設置するのに必要な基準です。具体的な事項としては、専門職大学院の研究科・専攻の編制、教育課程、教育研究実施組織、施設設備、法科大学院、教職大学院などの基準が定められています。

専門職大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、専門職大学を設置するのに必要な基準です。具体的な事項としては、専門職大学の学部・学科編制、収容定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

総合型選抜

法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来的一般選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的・総合的に評価・判定する選抜が多く大学で行われています。学校推薦型選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入学者選抜であるという点も特徴です。

卒業後評価

卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することな

などを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

た

大学院設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、大学院を設置するのに必要な基準です。具体的な事項としては、大学院の研究科・専攻の編制、収容定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備、独立大学院などの基準が定められています。

大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、新たに大学を設置する場合の教育研究の水準であるとともに既設の大学の維持向上のための基準です。具体的な事項としては、大学の学部・学科編制、収容定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

大学評価基準

本協会は大学の認証評価を行うために、「大学評価基準」を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥三つの方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。

単位（関連用語：単位数、単位認定、単位互換）

講義、演習、実習・実験などによる授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については、大学設置基準第 21 条においては、「各授業科目の単位数は、大学において定めるもの」としています。また、同法によると、1 単位の授業科目は「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としています。

各授業科目の単位は、その科目を履修した学生に対して試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとなっています。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることできる」（大学設置基準第 21 条第 3 項）としています。

単位互換は、学生が他の大学で履修した単位を、大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

チューター（Tutor）制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別に行う仕組みを指します。

通信教育

通信手段を用いて行う教育方法であり、大学は通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（大学通信教育設置基準第 2 条）。授

業方法としては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、添削指導により学修を進める通信授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学習させる放送授業、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業などがあります。

TA (Teaching Assistant)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当てを支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。実験・実習など自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向があります。

な

内部質保証

大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある大学であり続けるために、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みを内部質保証とといいます。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善というPDCAサイクルを継続的に行っていくことが必要です。

入学前教育（関連用語：導入教育）

主に推薦入試のような早期に大学進学を決定した次年度入学者や受験負担の軽減措置の入試で合格した次年度入学者が対象であり、課題やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

一方、導入教育は、入学の決まった学生に対し、その入学前後において、学生に学習スキルを身に付けさせ、中等教育からの円滑な移行を促すとともに、入学後の教育内容の効果をより高めることを目的として、大学が学生に提供する教育です。この教育プログラムは正規課程に付随したものであり、主に新入生を対象に初年次教育という形で、多くの大学で実施されています。

認証評価

平成16年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられました（学校教育法 第109条第2項）。本協会は、学校教育法第110条に基づき、大学・短期大学の認証評価を行う機関であり、平成17年度から短期大学、令和2年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学の主体的な改革・改善を支援することです。

は

PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的・質的データの分析・解釈をとおして、求めようとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCAサイクルとは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。

フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることとなります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P：Plan（計画））、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D：Do（実行））。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成しているかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C：Check（検証））。その後、FD 活動をとおして論じ合い、課題の解決策を見出します（A：Act（改善））。この一連の行為が PDCA サイクルです。

評議員会

私立学校法の規定（第 41 条）により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによります（同法第 41 条）。

評議員会の役割としては、私立学校法の規定（第 42 条）に従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（第 43 条）。

ホームカミングデー（Homecoming Day）

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、大学の卒業生が卒業大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

ま

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」のことです。卒業認定・学位授与の方針は、各大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受入れの方針は、各大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、大学の個性・特色の根幹を成すものです。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。

本報告書では三つの方針は、それぞれ「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」と表記しています。

なお、平成 29 年度から、学校教育法施行規則が改正され、全ての大学は、三つの方針を一貫性のあるものとして策定し公表するものとされました。改正に当たって、中央教育審議会大学分科会 大学教育部会において、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを公表（平成 28 年 3 月 31 日）しています。

や

余裕資金

本協会では、期末の貸借対照表上の「特定資産」、「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を余裕資金としています。

ら

リメディアル（Remedial）教育

補習教育を総称してリメディアル教育といいます。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されています。

履修登録単位上限制

「CAP 制」を参照。

ルーブリック（Rubric）

アメリカで開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成されています。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがあります（平成 27 年 中央教育審議会大学分科会、配付資料）。

参考2 会員校一覧（令和6年度）

（都道府県別・五十音順）

北海道武蔵女子大学

東北生活文化大学

郡山女子大学

常磐大学

群馬医療福祉大学

聖徳大学

千葉経済大学

中京学院大学

名古屋産業大学

鈴鹿大学

京都華頂大学

大阪学院大学

岡山学院大学

高知学園大学

九州栄養福祉大学

九州情報大学

（以上、16校）